

議案第107号

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例の制定について

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例

かわさき新産業創造センター条例（平成14年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別		単 位	金 額
新事業 事務室	15平方メートル以上のもの	1月1平方メートルまで ごとに	3,560円
	15平方メートル未満のもの		3,050円
新事業研究室		1月1平方メートルまで ごとに	4,070円
クリーンルーム		1月1平方メートルまで ごとに	6,110円
試作室		1月1平方メートルまで ごとに	2,540円
実験用設備等置場		1月1平方メートルまで ごとに	710円

一時利用研究室		1 時間までごとに	170円
駐車場	月単位で 利用する 場合	1 月 1 台	10,000円
	時間単位 で利用す る場合	基本料金	超過料金
1 台 1 時間まで		300円	超過時間 30 分までごとに 150円

別表の 2 設備利用料の表中「1,000円」を「1,010円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受け、かつ、利用料金を納付している場合にあっては、当該納付した利用料金に係る利用の期間の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

かわさき新産業創造センターの利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。